

令和4・5・6年度長野県建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格審査（追加審査）について

長野県が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の委託契約についての競争入札に参加を希望する者は、県が付与する業種別の入札参加資格を得る必要があります。

今回、入札参加資格を新規に申請する者、または営業所、業種の追加を希望する者を対象に、令和4・5・6年度の入札参加資格の審査を行います。

なお、営業所、業種の追加を希望する場合、追加分のみならず、既に資格を有している営業所、業種分を含め希望する全ての営業所、業種の申請をしてください。

《個人情報の取り扱いについて》

申請内容に含まれる個人情報は、入札参加資格審査及び資格者名簿作成を目的として収集するものです。収集後は、長野県個人情報保護条例及びその他の規程に基づいて適切に管理・保管します。なお、代表者、受任者及び申請担当者の氏名情報については、県内の市町村、及びその他の公共事業発注者へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《申請内容に虚偽記載があった場合の対応について》

入札参加資格の付与後、申請内容に虚偽が確認された場合には、1か月以上6か月以内の入札参加停止措置、または入札参加資格の取消措置を行います。

受付期間(インターネット申請)

令和4年9月1日(木) ~ 令和4年9月16日(金) (インターネット申請)

(提出書類は**令和4年9月16日当日消印有効**とします。)

1 入札参加資格の種類

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）の定める29業種について、それぞれ審査の上、資格を付与します。

(2) 建設コンサルタント等の業務

測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ審査の上、資格を付与します。

2 入札参加資格の有効期間

今回付与する入札参加資格の有効期間は、**令和4年11月1日**から令和7年4月30日までとなります。(30か月間)

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種・業務（部門）について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 建設工事

- ア 申請時において建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- イ 資格審査基準日（令和3年10月1日）の直前1年間の事業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。
ただし、入札参加資格審査申請日までの間に営業譲渡、合併、会社分割、及び会社更生法又は民事再生法の適用により当該事由による経営事項審査を申請している場合は、当該経営事項審査の申請をもってこれとみなします。
- ウ 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度において、完成工事高があること。
- エ 「長野県税」（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあつては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。
- オ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- カ 申請日までに、雇用保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。

*** 営業所長等に入札参加資格を取得させる（入札及び契約権限を委任する）場合、当該営業所等が希望業種に係る建設業許可を有していることが必要です。**

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日（令和3年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の事業年度において業務実績があること。
- ウ 資格審査基準日及び申請日において、以下の業種区分ごとの要件を満たしていること。

測 量
測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること

建築コンサルタント
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること

建設コンサルタント

次の①～⑤のいずれかを満たしていること

- ① 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条による登録を受けていること
- ② 建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかに該当する技術士がいること
- ③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1項口による認定を受けた者（認定技術管理者）がいること
- ④ シビルコンサルティングマネージャ（以下、RCCMという。）がいること（ただし建設情報部門を除く）
- ⑤ 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有する者がいること（都市計画及び地方計画部門の資格を希望する場合に限る）

地質調査

次の①～⑤のいずれかを満たしていること

- ① 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条による登録を受けていること
- ② 建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門又は土質及び基礎部門に該当する技術士がいること
- ③ 地質部門又は土質及び基礎部門に登録されたRCCMがいること。
- ④ 地質調査技士がいること
- ⑤ 地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験を有する者がいること

補償コンサルタント

次の①～③のいずれかを満たしていること

- ① 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条による登録を受けていること
- ② 補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士がいること
- ③ 補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者がいること

エ 「長野県税」（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあつては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。

オ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

カ 申請日までに、雇用保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。

- * 営業所長等に入札参加資格を取得させる（入札及び契約権限を委任する）場合、当該営業所等に職員が常駐していることが必要です（常駐職員は技術者である必要はありません）。
- * 建築コンサルタント業務で上記委任を行う場合、当該営業所等に建築士事務所の登録が必要。

4 経常建設共同企業体結成上の留意事項

- (1) 構成員全員が単体で入札参加資格審査申請をしていないこと。
- (2) 構成員は、同一業種について他の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。
- (3) 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (4) 構成員となる者の組合せは、上位区分にある者から直近二区分までに属する者とする。
このため、資格審査の結果認められない場合がありますので、御了知願います。
(例：発注標準においてBとCの組合せは可。AとDの組合せは不可。)
- (5) 共同企業体の名称は、「長い名称」や「建設工事名とまぎらわしい名称」は使用しない。

5 申請の手続き

(別添1)のとおり

6 資格付与について

- (1) 建設工事は、申請業種ごとに資格総合点数を算出した上で付与し、この資格総合点数により受注できる工事が区分されます。
- (2) 資格総合点数の算出方法は、次のとおりです。なお、新客観点数の加点対象者は、長野県内に本店を有する建設企業とし、新客観点数の合計点数は、経営事項審査の総合評定値の25%を上限として加点します。

$$\text{資格総合点数} = \text{客観点数} + \text{新客観点数}$$

(経営事項審査の総合評定値) 【長野県内本店企業のみ】

- (3) 新客観点数の項目及び項目ごとの点数は、「新客観点数の加点内容について」のとおりです。

7 審査結果について

審査の結果については、令和4年10月下旬（予定）に、申請者あて通知します。

8 資格付与後の手続き

(別添2)のとおり

(別添 1)

申請の手続き

1 申請方法

以下の手順に従って手続きを行ってください。

申請書類の提出

申請に必要な書類（後出「3 申請書類」参照）を、下記区分に従って持参又は郵送により提出してください。

県内・県外に本店を有する企業 ☞長野県建設部建設政策課技術管理室へ **1** 部

2 受付期間（インターネット申請）

令和4年9月1日(木) ～ 令和4年9月16日(金)

（申請書類は令和4年9月16日当日消印有効とします。）

3 申請書類

(1) 建設工事

次に掲げるもののうち

- ・ 県内企業 **資格要件確認書類**ア～カ、ケ～タ
新客観点数加点内容確認書類チ～ユ（必要に応じて）
【提出書類確認票】参照
- ・ 県外企業 **資格要件確認書類**ア～コ、シ～タ 【提出書類確認票】参照
- ・ 経常建設共同企業体 . . . **共同体確認書類**ヨ～ル 【提出書類確認票】参照
- ・ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の「キ」及び「シ」に掲げる書面。

資格要件確認書類

ア 建設工事入札参加資格審査申請書（~~インターネット申請で申請完了画面を印刷したもの~~）

イ 提出書類確認票

ウ 【主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要な書類】

（ア）委任状（従たる営業所の代表者に権限を付与したことを証する書類）

（イ）建設業許可申請書（様式第1号）の写しと下記の書類のいずれか、又は変更届出書（様式第22号の2）の写し（ただし、許可行政庁の受付印のあるもの）（建設業許可を受けている営業所の許可業種が確認できるもの）

- ・ 別表の写し
- ・ 営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））の写し
- ・ 営業所一覧表（更新）（別紙二（2））の写し

エ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項

証明書（個人事業者のみ必要）・・・（注）

（ア） 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合

登記されていないことの証明書

（イ） 被補助人である場合

登記事項証明書

オ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人事業者のみ必要）

カ 資格審査基準日（令和3年10月1日）の直前1年間の事業年度の終了する日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し（結果通知が出ていない場合は、経営事項審査申請書及び経営状況分析終了通知書の写し）及び経営事項審査申請時の工事種類別完成工事高の写し

ただし、入札参加資格審査申請日までの間に、営業譲渡、合併、会社分割、及び会社更生法又は民事再生法の適用により、当該期間を審査基準日とする経営事項審査を申請した場合は、当該経営事項審査結果通知書の写し

キ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人事業者のみ必要）（写しでも可）

ク 建設業許可証明書又は確認書（写しでも可）

ケ 長野県税の納税証明書（申請日前3か月以内に県税事務所長が発行したもの）【長野県に納税義務がある場合に必要】（写しでも可）

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）（法人事業者はその3の3、個人事業者はその3の2）（写しでも可）

納税証明書の請求手続きは国税庁ホームページをご覧ください。

【オンライン請求の場合】

http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

【書面による請求の場合】

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

サ 長野県内の市町村・県民税（住民税）の納税証明書（申請者の住民登録地の市町村長発行のもの）（個人事業者のみ必要）（写しでも可）

シ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書

ス 健康保険及び厚生年金保険の加入が経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し【入札参加資格審査ページに掲載の社会保険確認書類を参照】

セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことが経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し、又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ソ 雇用保険の加入が経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保

- 除料申告書（雇用保険分が記載のもの）の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
- タ 雇用保険の加入義務がないことが、経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

新客観点数加点内容確認書類

- チ 資格審査基準日直前の4年間における国又は長野県（知事及び発注機関の長）による企業の表彰であって、優良工事、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の表彰状の写し（表彰等で加点する場合に必要）
- ツ 民間資格等の資格者証等の写し（民間資格等で加点する場合で、受付窓口から提出を求められた場合に追加で提出）
- テ 審査基準日において、長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業への登録又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム（NETIS）への登録に係る開発登録者であることが確認できる各WEB画面を印刷したもの（新技術登録で加点する場合に必要）
- ト エコアクション21又は地域版環境プログラムの認証の写し（環境配慮で加点する場合に必要。ただし、経審でISO14001の取得を評価されている場合は加点しない。）
- ナ 審査基準日を協定期間を含む「長野県産業廃棄物3R実践協定書」の写し（環境配慮で加点する場合に必要。ただし、建設業の排出事業者として締結している場合に限る。）
- ニ 資格審査基準日直前4年間における新規卒業者（卒業後3年以内）の卒業証書の写し（労働環境で加点する場合に必要）。また、当該新規卒業者を技術職として雇用している場合は、審査基準日において技術職（資格・経験は問わない）であることが分かるもの（労働環境で加点する場合に必要）。
- ヌ 建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術職員の職員調書（様式第1号）及び資格証の写し（労働環境で加点する場合に必要。ただし資格証の写しについては、受付窓口から提出を求められた場合に追加で提出）
- ネ 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）もしくは建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS））の認証の写し（労働環境で加点する場合に必要）
- ノ 労働局に受領された一般事業主行動計画策定届出又は一般事業主行動計画書の写し、及び就業規則の写し（労働環境で加点する場合に必要）
- ハ 資格審査基準日直前4年間において、20日以上の子育・介護休業等を取得したことがわかる、子育・介護休業給付金関連の書類（労働環境で加点する場合に必要）
- ヒ 社員の子育て応援宣言登録証の写し、職場いきいきアドバンスカンパニー登録証の写し（労働環境で加点する場合に必要）
- フ 労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体（建設業労働災害防止協会長野県支部）での活動証明書の写し（労働環境で加点する場合に必要）
- ヘ 週休2日等の休業制度が記載された就業規則（労働基準監督署の受付印があるもの）、年間休日数がわかるもの（休日を示したカレンダーなど）（労働環境で加点する場合に必要）
- ホ 建設キャリアアップシステムの事業者登録が確認できる書類（事業者登録完了メールの写し、事業者IDでログインした画面の写し等）、建設キャリアアップシステムの登録状

- 況を記載した技能者一覧表（労働環境で加点する場合に必要）
- マ 「月給制」による賃金の支払い状況を記載した技能者一覧表及び就業規則の写し（就業規則で「月給制」以外の給与形態を定めている場合に限り、加えて加点対象となる技能者のうち1名について基準日を含む1年間の給与の支払い状況が確認できる書類（賃金台帳の写し等））（労働環境で加点する場合に必要）
- ミ 長野県SDGs推進企業登録証の写し（SDGsの取組で加点する場合に必要）
- ム 企業合併契約書の写し、合併等以前の履歴事項全部証明書（閉鎖事項全部証明書）及び株主（出資者）調書（様式第2号）（合併等を加点とする場合に必要）
- メ 消防団協力事業所表示証の写し（地域貢献を加点とする場合に必要）
長野県消防団協力事業所等知事表彰状の写し（地域貢献を加点する場合に必要、受彰している場合のみ）
- モ 法務省の「協力雇用主」に登録していることを証する、長野保護観察所発行の登録証明書（地域貢献で加点する場合に必要）（写しでも可）
- ヤ 令和3年6月1日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の写し（労働福祉で加点する場合に必要。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条に定める雇用率に達する場合に限る）
- ユ 障がい者雇用状況調書（様式第3号）（労働福祉を加点する場合で、従業員が43.5人未満の事業所が障がい者を1人以上雇用している場合に必要）

共同企業体確認書類

- ヨ 共同企業体入札参加資格申請書
- ラ 共同企業体協定書の写し
- リ 共同企業体構成員資格調書（様式第4号）
- ル 共同企業体構成員全員の「キ」及び「シ」に掲げる書面

(2) 建設コンサルタント等の業務

資格要件確認書類 ア～ナ

【提出書類確認票】参照

- ア 建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書（入力後の出力帳票）
- イ 提出書類確認票
- ウ 委任状及び常駐する配置職員（技術者でなくても可）を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）（主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要（建築コンサルタントにあつては建築士事務所の登録のある営業所に限る））
- エ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（個人事業者のみ必要）・・・（注）
- (ア) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合
登記されていないことの証明書
- (イ) 被補助人である場合
登記事項証明書

- オ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書(個人事業者のみ必要)
- カ 住民票(個人事業者のみ必要)
- キ 登録証明書の写し又は登録通知の写し
- ・測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている測量業者)
 - ・建築コンサルタント(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント)
 - ・建設コンサルタント(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の規定による登録を受けている建設コンサルタント)
 - ・地質調査業者(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)の規定による登録を受けている地質調査業者)
 - ・補償コンサルタント(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定による登録を受けている補償コンサルタント)
- ク 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人事業者のみ必要)(写しでも可)
- ケ 長野県税の納税証明書(申請日前3か月以内に県税事務所長が発行したもの)【長野県に納税義務がある場合に必要】(写しでも可)
- (注) 長野県税の未納がないことが確認できる証明書
- コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(法人事業者はその3の3、個人事業者はその3の2)(写しでも可)
- 納税証明書の請求手続きは国税庁ホームページをご覧ください。
- 【オンライン請求の場合】
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
- 【書面による請求の場合】
<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- サ 長野県内の市町村・県民税(住民税)の納税証明書(申請者の住民登録地の市町村長発行のもの)(個人事業者のみ必要)(写しでも可)
- シ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書
- ス 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書(様式)と併せて、健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し
- ソ 雇用保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書(様式)と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書(雇用保険分が記載のもの)の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
- タ 雇用保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

チ 経営規模等総括表（様式第5号）

ツ 業務経歴書（様式第6号）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

テ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人事業者のみ必要）

ト 技術者一覧表（様式第7号）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては部門）ごとにまとめ、申請書に記載した資格者数（延べ人数）がわかるように記載すること。（各業種技術者重複有）

ナ 技術者等経歴書（個人用）（様式第8号）

（建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）、地質調査、補償コンサルタントの各実務経験者のみで付与を希望する場合必要）

（注） 登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局又は長野地方法務局あてに請求（東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ）することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。

4 留意事項

- （1）申請書類はファイルを使用せず、「3 提出書類」に記載の順番で、ひもとじ又はホチキスとじにしてください。
- （2）納税証明書は3か月以内に発行されたもの
- （3）委任状は、代表取締役から直接委任されたものとし、委任期間は令和4年11月1日から令和7年4月30日までとします。
- （4）経常建設共同企業体に係る申請用紙については、「5 問い合わせ及び申請書類提出先」の各窓口で入手してください。

5 問い合わせ及び申請書類提出先（受付窓口）

（1）**県内・県外**企業

担 当 機 関	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
長野県庁建設部 建設政策課技術管理室	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7313

(別添2)

資格付与後の手続等

1 入札参加資格の承継

入札参加資格者の法人成、相続、会社の合併又は業務を譲り受けた場合においては、その入札参加資格の承継が認められることがあります。

詳細は、県内企業は建設事務所、県外企業は建設部建設政策課技術管理室にお尋ねください。

2 随時審査（建設工事の場合）

建設工事にあつては、資格付与後、経営状態に大幅な変動があつた場合（具体例：営業譲渡、合併、会社分割、及び会社更生法又は民事再生法の適用が該当）には、随時の申請に基づき、資格総合数値の見直し等が認められることがあります。

3 申請事項の変更

入札参加資格が付与された後に次の項目に変更があつたときは、入札参加資格記載事項変更届に関係書類を添付のうえ、下記区分に従って持参、郵送又は「ながの電子申請サービス」により提出してください。

《郵送又は持参による場合》

ア 県内に本店を有する企業 ⇨ 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ **2部**

イ 県外に本店を有する企業 ⇨ 長野県建設部建設政策課技術管理室へ **1部**

《「ながの電子申請サービス」による場合》

長野県HPの「入札参加資格内容の変更について（建設工事・建設コンサル）」ページにある、「ながの電子申請サービス」を利用した変更届等の提出（外部サイト）から電子データにより提出してください。

「入札参加資格内容の変更について（建設工事・建設コンサル）」ページのアドレス

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/koji/shikakunaiyo.html>

(1) 主たる営業所、もしくは従たる営業所の所在地、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）

※ これまではがきにて行っていた資格更新に係るID・パスワードの通知を、今後メールに切り替える可能性がありますので、連絡先の変更も忘れずに行ってください。

(2) 商号又は名称（フリガナ記載）

(3) 主たる営業所又は従たる営業所の代表者（フリガナ記載）

(4) 廃業又は営業所の廃止、休止

(5) 建設業許可区分及び許可番号

例：「一般許可⇒特定許可」、「大臣許可⇒県知事許可」

(6) 建設コンサルタント等の業務における法律及び規定による登録状況

(7) 建設コンサルタント等の業務における各技術者数

※ 上記（1）～（6）については、登記事項証明書、委任状、建設業許可証明書等、変更事項

を証する書類を提出してください。

※ 営業所・業種の追加は、中間・追加審査での申請が必要です（変更届での対応不可）。

4 入札参加停止・資格の取消

- (1) 入札参加資格者又はその使用人が入札参加資格審査申請又は経営事項審査で虚偽の申請をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間入札参加の停止をします。
- (2) 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合は、当該資格は取り消されます。

5 経営事項審査(建設工事の場合)

入札参加資格付与中は、有効な経営事項審査結果を受けている必要があります。有効期間が切れた場合は、新たに経営事項審査結果通知を受けるまでの期間、入札に参加することができなくなりますので留意願います。

また、入札参加資格付与後、次回の定期申請までの間に新たに経営事項審査の結果通知を受けても、その写し等を提出する必要はありません。(建設業許可の更新も同様)